

## 第 11 回 筑後市 農業委員会 総会議事録

日 時 令和 6 年 5 月 8 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 37 分

場 所 中央公民館 2 階 会議室

出欠者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について

報告 第 3 号 一時転用の届出について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の  
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権  
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用  
集積等促進計画について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 8 号 最適化活動の目標の設定等について

4. 閉 会 協議（報告）事項

## 出席委員（15名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
16 番	近藤 茂		

## 欠席委員（1名）

15 番	岡本 義照
------	-------

## 出席事務局職員

事務局長	井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

### ○事務局

皆さんすみません。只今から始めさせていただきたいと思います。それでは、携帯等はマナーモードにしていただきますようお願いいたします。始めに議案の方の修正が発生しましたので、20 ページをお願いします。20 ページの下の段 19 項の分で、借賃のところ米が 0.75 kg と書いてありますが、誤りで 0.75 俵で重さに換算すると 45 kg に訂正をお願いします。反当り 45 kg よろしいでしょうか。それでは会長の方からごあいさつよろしくをお願いします。

### ○議 長

皆さんこんにちは。（こんにちは）大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から第 11 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は 15 番の岡本義照委員が欠席でございまして、鶴田委員が少し遅れられるということです。

次に注意事項でございます。効率的な審議となるよう、事務局からの説明は簡潔に

お願いします。また、発言される委員さんは議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いをいたします。

本日の議事は報告事項が3件、議案が8件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には6番の河原努委員、7番の溝口弘之委員にお願いします。

それでは早速、報告事項に入ります。報告第1号から3号について事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書の1ページをご覧ください。

---

**報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について** でございます。

---

農地法3条で貸借されておりました農地の合意解約でございます。第1項をご説明いたします。所在志、畑1筆、面積99㎡、解約事由は、贈与のためでございます。解約後については、28ページの第2項をご説明いたします。第2項以降については関連のページがある場合は、備考欄に記載をしておりますのでご確認をお願いします。以上でございます。続きまして3ページをお願いいたします。報告第2号です。

---

**報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について** でございます。

---

基盤法の利用権解約でございます。第1項をご説明いたします。所在西牟田、田1筆、面積3,074㎡、解約事由は、売買のためでございます。こちら解約後については、9ページの第6項をご説明いたします。第2項以降については関連のページがある場合は、備考欄に記載をしております。説明は以上でございます。

それでは議案書の5ページをご覧ください。

---

**報告第3号 一時転用の届出について** でございます。

---

公共工事に伴う一時転用の届出を受理しましたので、報告いたします。第1項使用貸借、所在久恵、地目田、面積 647 m<sup>2</sup>のうち 300 m<sup>2</sup>、貸人は、大字久恵の\_\_\_\_さん、借人は大字井田、\_\_\_\_さん、一時転用で資材置場、浚渫土の仮置場です。申請事由は、\_\_\_\_における浚渫土の仮置場として利用するためでございます。地図の1ページをご覧ください。久恵の一回あったと思いますけど、除外の時の所をお借りをされたというところでございます。3月26日に受理しましたので、4月に間に合わなくて今回ご報告をしているところでございます、実際一時転用期間は3月27日から4月30日ということで、すでに終わっているところでございます。続きまして、第2項、使用貸借、所在水田、地目田1筆、面積 1,094 m<sup>2</sup>でございます。貸人は水田のさん、借人は山ノ井の\_\_\_\_さん同じく一時転用で、資材置場で仮事務所、露天資材置場ということで、\_\_\_\_の道路新設工事における仮設事務所及び資材置場として利用するためでございます。

地図の2ページをご覧ください。場所は真ん中の下のところですけど、ずっと上を見てもらうと\_\_\_\_の信号がありますね三叉路といいますかそこから真っ直ぐ隣まで\_\_\_\_いいますか、新しくなるということで工事が進んでおりますので、通られた方はご存じかと思えます。一時転用期間は3か月、4月15日から7月14日まで承っておりますところでございます。説明は以上でございます。

#### ○議 長

はい。これで報告事項は終わります。ありがとうございます。次に、議案第1号を提案いたします。本日は1件でございます。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

6ページをご覧ください。

---

### 議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定による あっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

---

第1項、氏名が\_\_\_\_さん、住所が大字折地、経営形態、米・麦・大豆、面積が486a 農業労働力が計3名でございます。折地の田 7,782 m<sup>2</sup>を購入予定のため申請をされております。\_\_\_\_さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる 117a 以上の経営面

積、青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいること等の要件は満たしております。

なお、\_\_\_\_\_をされております。説明は以上でございます。

#### ○議長

それでは議案第1号につきまして、質問のある方はお願いします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。本日は6件でございます。第1項について、事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

---

**議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について**  
でございます。

---

第1項、所在西牟田、地目田2筆、面積計3,275㎡、渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字西牟田の\_\_\_\_\_さん、利用目的は、米・麦・大豆、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引き渡しは令和6年5月24日でございます。受人の\_\_\_\_\_さんは令和5年10月にあっせん登録をされており、\_\_\_\_\_の構成員でございます。こちらの農地は3月の総会で大字西牟田の\_\_\_\_\_さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上です。

#### ○議長

第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第2項、所在西牟田、地目田1筆、面積4,677㎡、渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人が大字久富の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は、総額で\_\_\_\_\_円、引き渡しは令和6年5月24日でございます。受人の\_\_\_\_さんは令和4年4月にあっせん登録をされております。こちらの農地は、3月の総会で大字西牟田の\_\_\_\_\_さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上でございます。

## ○議長

それでは第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

8ページをお願いします。第3項、所在久富及び富重、地目畑1筆、田1筆、面積計2,341㎡、渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人が大字若菜の\_\_\_\_\_さん、利用目的は野菜・米・麦・大豆、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引き渡しは令和6年5月24日でございます。受人の\_\_\_\_さんは、令和5年3月にあっせん登録をされております。こちらの農地は令和6年3月の総会で大字富重の\_\_\_\_\_さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいた農地でございます。説明は以上でございます。

## ○議長

それでは第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第4項、所在前津、地目畑1筆、面積703㎡、渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人が大字前津の\_\_\_\_\_さん、利用目的が梨、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引き渡しは令和6年5月24日でございます。受人の\_\_\_\_さんは令和6年3月にあつせん登録されております。こちらの農地は、令和6年3月総会で八女市室岡の\_\_\_\_\_さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。

## ○議長

それでは第4項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

9ページになります。第5項、所在下妻、地目畑1筆、田1筆、面積計4,421㎡、渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人が大字下妻の\_\_\_\_\_さん、利用目的が野菜・米・大豆、売買価格が総額で\_\_\_\_\_円、引き渡しは令和6年5月24日でございます。受人の\_\_\_\_さんは令和6年3月にあつせん登録されております。こちらの農地は令和6年3月の総会で福岡市中央区の\_\_\_\_\_さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上です。

## ○議長

それでは第5項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第6項、所在西牟田、地目田1筆、面積3,074 m<sup>2</sup>、渡人、大字西牟田の\_\_\_\_\_さん、  
受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格が総額で\_\_\_\_\_円、引き渡し  
が令和6年5月24日です。こちらの農地は、福岡県農業振興推進機構へ一旦所有権  
が移転し、約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになっております。その際に  
は、また議案に上がってきます。以上です。

○議 長

それでは第6項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について承認することに  
賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

10ページをお願いします。

---

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及  
び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について  
でございます。

---

第1項、権利種別が貸借権設定、所在常用、田3筆、面積計8,761 m<sup>2</sup>、利用権は使  
用貸借、貸人、大字常用の\_\_\_\_\_さん、代表相続人\_\_\_\_\_さん、借人、農事組合法人  
つねもち、利用目的は、米・麦・大豆、期間は5年間でございます。説明は以上です。

○議 長

それでは議案第3号について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認するこ  
とに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

それでは、議案第4号について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

11ページになります。

---

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画の利用権設定について  
でございます。

---

利用権設定については26ページまでございますが、第1項を説明いたします。権利種別、貸借権設定第1項、所在大字前津、地目田2筆、面積計4,283㎡、利用権は賃貸借、貸人が大字羽犬塚の\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さん、借人が大字山ノ井の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米、借賃は反当り\_\_\_\_\_kg、期間は5年間でございます。

続きまして、集計の説明をさせていただきます。27ページをお願いします。括弧書きは中間管理事業分で内数となっておりますが、全部の合計のみ読み上げをいたします。左上の総計でございます。田が35件、面積97,657㎡、畑が4件、面積12,800㎡、合計39件、面積が110,457㎡でございます。新規・再設定別では新規が14件、再設定が25件、通年・期間借地別では、通年が37件、期間借地が2件、小作料納入別では、金納が22件、物納が11件、耕起代掻2件、使用賃借4件でございます。それでは、右の方です。貸借期間別でございます。2年が4件、3年が4件、5年が24件、6年が1件、10年が6件となっております。2年分につきましてはお試しの期間ということで2年を設定されている分と法人さんの設定期間に合わせるために設定を2年とされているものがございます。説明は以上でございます。

○議長

議案第4号について、質問のある方はページ数が多いようですがお願いします。はい。どうぞ。

○委員(7番)

7番の溝口です。小さい事ですが、16ページの11-2のですね、借賃の市の平均ちなっとりますが、平均ちやいくらぐらいですか。

○議長

事務局をお願いします。

○事務局

毎年お配りしている、今年は紫色のやつ配ったのです。今日は持ってきておりませんけど。10,000円ちょっと超えとったぐらい1万何百円やったですかね。ちょっとすみません。確認してから、お伝えしていいですか。1万超えとったと1万何百円じゃなかったかなど。

○議長

正確な数字をですわね。

○委員（7番）

漠然といくらやかと。

○事務局

後でお答えします。すみません。

○議長

ではよろしいでしょうか。

○委員（7番）

はい。わかりました。

○議長

他に質問は。

【質問なし】

他に質問がないようでございますので、採決をとります。議案第4号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第5号農地法3条について提案いたします。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

---

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

---

第1項、契約が売買、所在久恵、地目田1筆、面積92㎡、渡人、大字北長田の\_\_\_\_\_さん、受人、大字久恵の\_\_\_\_\_さん、申請事由は規模縮小でございます。作物は米、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。7番の溝口です。只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようですので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第2項、契約、贈与、所在志、地目畑1筆、面積が99㎡、渡人が大字志の\_\_\_\_\_さん、受人が大字志の\_\_\_\_\_さん、申請事由は作業効率のため受人の希望ということで。\_\_\_\_\_さんの農地と農地の間に\_\_\_\_\_さんの畑があるため贈与となった模様でございます。作物は野菜でございます。以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。10番の中村です。只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長

それでは第2項について質問ある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約が贈与、所在蔵数、地目畑1筆、面積330㎡、渡人が蔵数の\_\_\_\_\_さん、受人が大字蔵数の\_\_\_\_\_さん、申請事由は子、\_\_\_\_\_さんへ贈与されるものがございます。作物はジャガイモでございます。説明は以上です。

○議長

はい。次に担当委員からの説明をお願いします。

○担当委員

8番の中村です。只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

それでは第3項について、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、議案第6号農地法第4条について提案いたします。本日は1件でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書29ページをご覧ください。

---

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について \_\_\_\_\_ でございます。

---

第1項、所在野町、地目畑1筆、面積321㎡、申請人は上北島の\_\_\_\_\_さん、申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。国道209号線から\_\_\_\_\_から入った所になります。住宅が連たんしている農地で周りの農地がありませんので、第3種農地という判断をしております。許可となります。説明は以上になります。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりましたので、議案第1項について、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第7号農地法の第5条について提案いたします。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書30ページをご覧ください。

---

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

---

第1項、契約、売買、所在上北島、地目田1筆、面積998㎡、渡人は上北島の\_\_\_\_\_さん、受人が久留米市宮ノ陣の\_\_\_\_\_さん、申請事由は、共同住宅1棟10戸建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。\_\_\_\_\_の東側、先月許可申請のあった農地の東側になっております。こちらの農地は広がり10ha未満の農地で第2種農地ですけれども集落接続により許可可能となっておりますのでございます。土地の価格は\_\_\_\_\_円、坪単価約\_\_\_\_\_円でございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひしま

す。

#### ○議 長

説明も終わりましたので、第1項につきまして質問のある方はどうぞお願いします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

第2項、契約売買、所在長浜、地目田2筆、畑1筆、面積は合計の2,920㎡、渡人は、長浜の\_\_\_\_\_さん、八女市鶴池の\_\_\_\_\_さん、同じく八女市鶴池の\_\_\_\_\_さん、受人は北九州市の\_\_\_\_\_さんでございます。場所の確認をお願いします。すみません。申請事由は宅地造成で作業所、事務所、倉庫用地として整備するとなっております。地図の5ページをご覧ください。\_\_\_\_\_の信号から東に入った所でもう少し行くと八女市になります。八女市に入った所ですね、\_\_\_\_\_を行っておられまして事業拡大に伴い計画をされたところでございます。こちら用途地域で第3種農地で原則許可となります。用途地域は造成のみで許可できるとなっておりますところでございます。土地の価格は総額で\_\_\_\_\_円、坪単価約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上でございます。

#### ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

2番の富安でございます。内容については事務局の説明のとおりでございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

#### ○議 長

説明が終わりましたので、第2項について質問がある方はお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので承認することにいたします。

続きまして、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい。第3項、契約売買、所在長浜、地目その他雑種地ですね。3筆の面積757㎡、渡人は長浜の\_\_\_\_\_さん、同じく長浜の\_\_\_\_\_さん、久富の\_\_\_\_\_さん、受人は、春日市の\_\_\_\_\_さんでございます。申請事由は宅地造成となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページをご覧ください。\_\_\_\_\_のすぐ南側で、この場所は\_\_\_\_\_の所になります。過去にもありましたけれども最後に所有権移転のためには、形式的には5条の許可をとらなければならないということになっておりまして、そのための5条申請となっております。土地の価格はですね総額\_\_\_\_\_円、坪単価約\_\_\_\_\_円です。説明は以上です。

**○議長**

次に、担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

2番の富安でございます。内容については事務局の説明のとおりでございます。ご審議の方よろしくをお願いします。

**○議長**

説明が終わりましたので、第3項について質問がある方はお願いいたします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決を取ります、第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい。議案書31ページをご覧ください。第4項、契約、賃貸借、所在前津、地目畑2筆、面積合計が720㎡、貸人は前津の\_\_\_\_\_さん、借人は広川町の\_\_\_\_\_さん、申請事由は貸駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページをご覧ください。国道442号線\_\_\_\_\_の東側になります。こちらは住宅に囲ま

れた農地で第3種農地原則許可となります。こちらかなり昔平成22年9月15日に農振除外が完了しておりましたけれども、当初の予定の半分は左側にあります\_\_\_\_の用地となっておりますけれども、残りの農地がですね転用出来ていなかったものですが今回、\_\_\_\_の駐車場として計画されたものでございます。こちらの農地区分は住宅連たんのですね3種農地原則許可というところになっております。こちらの契約期間は10年で契約されているようでございます。説明は以上でございます。

#### ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。\_\_\_\_の駐車場がですね、ちょっとたらんけんが拡張という感じだそうです。説明は以上です。ご審議の方よろしくをお願いします。

#### ○議 長

説明が終わりましたので、第4項について質問がある方はお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい。第5項、契約、売買、所在西牟田、地目田1筆、面積971㎡、渡人は福岡市の\_\_\_\_さん、受人は鳥栖市の\_\_\_\_さん、同じく\_\_\_\_さん\_\_\_\_になられます。申請事由は共同住宅1棟10戸の建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページです。こちら国道209号の\_\_\_\_の信号から西へ入った所でございます。こちらはですね久留米との境になりますけれども西から北側にかけてですね、久留米市の方へ広がり10ha以上ありますので第1種の農地というふうに考えております。ただし、ご覧いただくとわかりますように周辺にお家がいっぱい建っておりますので集落接続ということで第1種農地の例外規定で許可可能となっております。土地の価格は\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_円。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8番の中村です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、第5項について質問がある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第6項契約、贈与、所在久富、地目畑1筆、面積505㎡、渡人は久富の\_\_\_\_\_さん、受人は、同じく久富の\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_になります。申請事由は貸作業場及び貸駐車場整備となっております。\_\_\_\_\_さんの夫、\_\_\_\_\_さんが営む\_\_\_\_\_の事業用地として夫婦間で使用貸借とされるもので夫の\_\_\_\_\_さんは八女市で\_\_\_\_\_をされており事業拡大により妻の\_\_\_\_\_さんが贈与で受けた場所で計画されたものでございます。場所の確認をお願いします。地図の9ページでございます。国道442号線\_\_\_\_\_から少し北に入った所で、こちらがですね、この北側に農地の広がり10haを超えるためですね第1種農地、しかしまあ見ていただいで分かるように集落が接続しておりますので第1種農地の例外規定、集落接続によりですねその他事業にかかるものとして、所有者、事業者さんが同じ地区、\_\_\_\_\_さんの場合は夫婦ともに隣に住んであることからですね、1種農地として例外規定に該当するためですね許可可能というふうになります。なお、すでに作業場を\_\_\_\_\_みたいなやつを設置されており、\_\_\_\_\_が添付されておるところでございます。娘さんに贈与されたのはですね、他に\_\_\_\_\_のためと伺ってるところでございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

### ○担当委員

11番の城戸です。今、あの一事務局の説明があったとおりになんですけど、だいたい畑になったのをそのまま使ってあったみたいで、作業場を整備してあったと、後で地目の変更をするとかたちだけを、取られることになっておりますので。ご審議の方よろしくをお願いします。

### ○議長

説明が終わりましたので、第6項について質問がある方はお願いいたします。

はい。どうぞ。

### ○委員(5番)

5番の田島ですが一言お伺いしたいんですが。結局、あの一事前着工じゃないばっでんしてあるんでしょ。現実には。それとこれはなんちゅうかな帳面合わせですかこれは。結局は。

### ○事務局

帳面合わせということではなくてですね。

### ○委員(5番)

贈与になってるでしょうが。わざわざこういう風な貸し転用とか、する必要がなかち思うんですけどね。普通、贈与なら贈与でよかち思うとやん。こういう形をとらにやいかんとですか。

### ○事務局

はい。こちらはですね。まあ、言わば無断転用という形になりますのでこの事業用地の半分ぐらいをですね、この農地の半分ぐらいはお母さまが畑を作りよっちゃったとです。で、半分ほどを言わばちょっとわからなかったということで、無断で使かってましたということで、すみませんということですね。今後、そこを事業用地としてされるならばきちんと転用の許可を取ってくださいという指導を差し上げた上ですね今回、申請に至ったところでございます。

### ○委員(5番)

思うとやん贈与なら贈与でよかち思うとやん。5条じゃなくて、3条ぐらいで畑なら。

### ○事務局

先ほど、そう委員さんが言われたように3条でもと、畑のまま使われるならいいで

すけど。変えないかんけんですね。

#### ○委員（5番）

こういう形にせざるを得なかったということですね。

#### ○事務局

その通りですね。

#### ○議長

では、よろしいでしょうか。他にありませんかね。他に無いようですけど、私からちょっと1点ございますかね。地図を見ますとですね南の方は確かに片側2車線で442のバイパスですね、これは分断要因に該当すると思いますけど。北側は一般道路ですよ。西牟田に行つとる。この場合ちょっと傾斜がありますけどですね、まああの一これくらいの傾斜だったら、いいということでこの農地区分は第1種農地という風に判断された訳ですかね。

#### ○事務局

はい。先ほど会長が言われましたように、こちらの南側この片道2車線の中央分離帯がある道路で分断と分断要因に該当しますので、これはここで切れるわけですね。ただ一般道路、一般道はこれでは切れないということで繋がりがあるということで、九州農政局の研修でもですねそういう風に言われますので、道があるけん3種農地でないんじゃないとか言われる場合もあるんですけど、この場合は繋がりがあると。先ほども西牟田の所でですねお話ししましたように、これが例えばこれ筑後市内ですけども例えば久留米市さんとか広川町さんとか八女市さんとか接してますね。

それで、そちらの方の農地の広がりがいっぱいあった時は、そちらの広がりも見るとですよ、なので割とその市境といいますかそういう所は農地が沢山あるところですね。結構、1種農地になります。ですから1種農地になると例外規定に該当しないと許可見込みありませんので、その時はご相談いただいた時にこの例外許可規定にあるかどうかで1種農地この場合この\_\_\_\_\_さんの場合は、先ほど説明しましたように住んでる人が同じ地域におらっしゃれんといかんですね。でそこで管理もされたりですね、しないといけないということですね、こういう形になるというところがございます。例えばこれが1種農地でなければ別のところ方がここで事業されてもいいんですけど。1種農地の場合はそういうわけにはいかなくてですね、同じ地域ですね住んでる方がそこで事業をしないといけないという決まりがあります。ただ行政境があ

りますね。例えば久富からすぐ近くが熊野やったり、富重やったりしますね。この農地から1キロ以内やったら例外的に農林の方は許可可能と言っております。すぐ近くということですね。ただ、たまたまその農地がちょっと行政区が違うちいうだけでですね、半径1キロまではですね許可可能ということで、農林から言われておりますので判断の時はそういう形をもって、どこに住んでますか。と1種農地の場合ですねということでお話をさしあげるところでございます。説明は以上です。

## ○議長

分かりました。他にありませんか。

### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第8号について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、議案書の32ページを。本日、配付しておりますA4の3枚ものをご覧ください。令和6年度の最適化目標の設定等についてでございます。こちらですね、令和6年度も入っておりますけれどもこちらの方の目標ということになります。1枚目から説明していきます。

1番の農業委員会の状況ですけれどもこちら4月1日付けの現在の農業委員会の体制という形で書いているところがございます。任命委嘱年月日は5年の7月20日で次の満了日が3年後になっております。農業委員さんの数定数と実数、認定農業者さんとか準ずる者、女性委員さん、40代以下、中立委員さんという形で書いておるところでございます。右側の最適化推進委員はうちはいらっしゃいませんので空欄ということになっております。

2番の農家、農地等の概要ですけれどもこれは、直近の農業センサスのこれおそらく5年に1回しかありませんので5年間は同じ数字が入ってきます。右の認定農業者数だけですね3月にですねご報告差上げた数字がそこに入っているところがございます。

一番下の耕地面積ですけれども直近の面積統計、これは福岡県の資料がございまし

て筑後市は 1,920ha 足したらちょっと少し違いますけれども、これは端数の関係で 1,920ha。昨年度は 1,940ha やったとです。だいたい毎年、転用が 10ha ずつあるので減っているのは公共事業ですね。道路がバイパスが通ったりいっぱいありますねあれで減ってきているわけですね。オフィシャルな数字として 1,920ha というところでございます。次のページをご覧ください。

2 番の最適化活動の目標でございます。管内の農地面積が 1,920ha ですのでこれまでの集積面積、農政課が把握しております農地の面積、集積の面積これは県に出す資料がありまして、こちらの 3 月末といいますか 4 月の頭に出てます 1,459ha でございます。集積率はですね計算すると 76% になります。去年が 75.2% だったと思いますので集積率は上がったように見えますが、分母の耕地面積が減ったのですね増えたように感じるだけでございます。

最適化活動の目標にはですね農地の集積、遊休農地の解消、新規参入とありますけれども第 1 弾の農地の集積についてでございます。これが現状ですね、目標はですね。最終的には集積率を国の目標は 80% ですので、これに近づけるためにどうしたらいいかというところで、割り戻してですね 76% ですから、これを割り戻して農地の面積は多分また 10ha ぐらい減るだろうとということで計算しますと 2ha ぐらいが集積はですねそれくらいだろうというところ、この目標に逆算して書いておるところでございます。

続きまして、括弧 2 の遊休農地の解消でございます。また、今年度もですね 8 月の終わりから 29 日から大体 9 月の 6 日ぐらいを予定しておりますので、次回かその次ぐらいに日程表等、昨年と同じような感じでタブレットを持って行きますので、そのころはプロになっておられると思いますけどね、こちらの 1 号遊休農地の面積は 14.3ha、緑区分しかあげておりませんが 14.3ha というところですね、現状でございます。目標は令和 3 年度の利用状況調査における遊休農地の面積 15ha でこの 5 分の 1 を記入しなさいということで、こちらの目標設定がですね 4 月 10 日の会計検査院の現地検査がありまして、誤った目標設定をしておりましたので修正はしております。今回からは間違いのないようにということで国が示したといいますか 5 分の 1 ずつ目標設定をしなさいということなので 3ha を目標として上げております。黄色区分はありませんので 0 ですね。

新規発生遊休農地の解消は前年度、5 年度ですね。新たに発生した面積を全部上げ

なさいということで 7000 m<sup>2</sup>ぐらいでしたので 0.7ha これを全部上げなさいということになっております。あくまでも目標ですから。

続きます、3枚目ですね。括弧3の新規参入の促進でございます。3年度、4年度、5年度の経営体といえますか新規参入の方は、3、5、5大体4.5（経営体）になりますかね。大体1.5haぐらいの新規就農者の方の現状はそうです。ただ、6年度はなかなかいられないというような事を聞いております。目標はですね、これは皆さんに去年もお伝えしたと思うんですが。権利移動の面積の平均の過去3年の平均の1割以上を目標として上げなさい。何を目標としてあるのかというと新規参入者への貸付について、農地の所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積。例えば、私が沢山農地を持っているとして貸していいよと、新規参入の方にですね。同意を得たというのを目標に上げるという風になっております。なかなか難しいんですけどね。76パーセント集積してるんです、それ以外を貸せるかどうかというのはなかなか難しいところではあるとですよ。

新規参入者の方に空きハウスをよく相談があるんですけど農政課とかも話をするんですけどなかなかないといふところなので。農業委員さん達もちろん地域で活躍しておられますので、もし空きハウスがあるごたるばいということがあれば、農業委員会、農政課にご一報いただければ交渉といえますか、新規参入の方にお貸しできればと思うところでございます。過去に西牟田の近藤会長の所で1件空きハウスあった所が借り手が見つかりましたので、そういった感じで活用していただければということで。新規参入の目標は先ほど言った所有者の方の同意を得て公表する農地の面積の数値になりますので、もし今後の活動で法人とかに借りてある所は別ですよ。他に貸せる所がある場合、契約をしてなくて貸せる所はなかなかないとは思いますが、そういうところがあった時は活動記録の所に計上していただければと思います。これがゼロだからといって、ペナルティーがあるわけではありませんけれども、これが目標に上がっているところを今回、再度ご説明差し上げたところでございます。

続きます、2番の最適化活動の活動目標でございます。何回も言っておりますが、皆さんお一人当りですね月に6日というところで上げさせていただいておるところでございます。5年度も最終計算しておりますが、4年度が4.29とかそれくらいで、5年度は改選とかあったり委員さんがちょっと入院されてある方が何人かいらっしゃいましたので少し下回っているのかなというふうに思いますので、目標自体は6日の

ままでお願いしたいと思っっているところでございます。

括弧2の活動強化月間の設定目標です。これを3回、去年と変わりませんが、時期として8月に遊休農地の解消これは行きますからクリア出来ると思います。11月頃に新規参入の促進ということで新規参入の相談会における農地の説明ですね、前は青年委員の角さんとか河原委員さんに行っていました。新規就農の担当者と話をしましてですね、例えば、新規参入の就農者のご希望がイチゴをしたいと言われる方がいらっしゃったら、やっぱりイチゴ農家さんいらっしゃいますから、イチゴ農家さんでいろいろご指導いただける方がいいかなと思いますので、その時はイチゴをされている方に当たって研修会が八女や地区センターであった時に2時間程度ご足労をお願いしたいというふうに思います。そういう形で設定しています。

2月に農地の集積ということですが、1年終わりかけの頃にこういうのを検討したらどうかというところで上げさせていただいているところでございます。

3番目の新規参入の相談会へ参加目標ということで、2回を上げております、これを9月、11月に掲げているというのは、例えば八女であった時にイチゴの部会の方だったらイチゴ、お茶をされるんだったら伸秀委員さんをお願いする。作物の経験されている方のお話がいいんじゃないかなというところでですね。私が電話をかけてきたらですね、断らないでください。ひょっとしたらまた、河原委員さんをお願いすることもあるかもしれません。私行っていいよという方が、いらっしゃれば、一緒に行きたいと思います。委員さんがお一人行ってもらったらいいとですよ、どなたか。お二人で行ってもらって構いません。私共も時間があればもちろん一緒にお伺いして市のPRもありますからね、していきたく思います。今年度はなかなかいらっしゃらないと聞いておりますが、できましたらそういう形でしていきたいと思います。最適化活動の目標の設定は以上でございます。

#### ○議 長

急ぎで最適化目標の設定等について、説明がありましたけどもなかなかですね毎年聞いておりますけど、よく帰って読んで頂いて次回でもご意見があればまわしていただきたいと思っいます。一応ですね、議案8号について採決したいと思っいますから。質問のある方は何か。

はい。どうぞ。

#### ○委 員 (9番)

これ提出されるとですよね。

○事務局

はい。ホームページにアップせないかんけんですね。もうアップしてますけど。

○委員（9番）

資料の中で2枚目の遊休農地の解消、括弧2のですね。課題のところ、真ん中へんですね、点在してりとなっておりますが。「お」、が。

○事務局

はい。ありがとうございます。

○委員（9番）

それともう一つ。資料として出すならば3枚目の2番、最適化活動の活動目標の括弧2の方ですけども小さいことなんです。取組項目の上から2、3、1と数字が入るとるですよね。2月の分できれば、真ん中じゃなくて左寄せにしてもろて。資料としてきちんと出すならば。いいんじゃないかなと思ひまして。

○事務局

ありがとうございます。

○議長

一応、お急ぎでご説明ありましてさっき申したとおり、色々問題点もあると思ひますけど、とりあえずですね議案第8号について、採決を取りたいと思ひますから。議案第8号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

本日の案件はこれですべて終了いたしました。これをもちまして第11回の農業委員会を閉会したいと思います。それでですね、時間もだいぶ過ぎましたから50分まで休憩を取りたいと思ひます。そして、引き続き協議、報告事項に入ります。

午後2時37分 閉会